議案第８２号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

小田原市体育施設条例（昭和３９年小田原市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「小田原市城山三丁目２０番２２号」を「小田原市城山三丁目３０番２２号」に改める。

第８条第３項の表高校生以外の者の項中「２，１００円」を「２，５００円」に改め、同表高校生の項中「１，０００円」を「１，２００円」に改める。

第１０条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他施設の都合により使用することができないとき。

(2) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用の日の２日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第１７条第５項前段中「第１０条」の次に「（同条第２項第２号にあっては、城山陸上競技場及び小峰庭球場の使用の変更又は取消しの許可をした場合に限る。）」を加え、同項後段中「第１０条」を「第１０条第２項」に改める。

別表第１の１(1)の表中「３５０円」を「４００円」に、「７００円」を「８００円」に改める。

別表第１の１(2)の表を次のように改める。

(2) 城内弓道場

使用方法	区分	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
専用	市民	１時間につき４００円	１時間につき７５０円
	市民以外の者	１時間につき１，２００円	１時間につき２，３００円
共用	市民	１人１回につき１５０円	
	市民以外の者	１人１回につき４００円	

別表第２の１(1)の表を次のように改める。

(1) 城山陸上競技場

ア　陸上競技場

<table>
<tr><th>使用方法</th><th colspan="2">区分</th><th>午前９時～午後５時</th><th>午後５時～午後９時</th></tr>
<tr><td rowspan="4">専用</td><td rowspan="2">器具又は器材を使用する場合</td><td>市民</td><td>１時間につき１，６００円</td><td></td></tr>
<tr><td>市民以外の者</td><td>１時間につき５，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">器具又は器材を使用しない場合</td><td>市民</td><td>１時間につき１，２００円</td><td>１時間につき１，８００円</td></tr>
<tr><td>市民以外の者</td><td>１時間につき４，２００円</td><td>１時間につき４，８００円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共用</td><td colspan="2">市民</td><td colspan="2">１人１回につき１５０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市民以外の者</td><td colspan="2">１人１回につき３５０円</td></tr>
</table>

イ　附属施設

区分	１時間
会議室	２５０円
トレーニングルーム	４００円

別表第２の１(2)の表中「３６０円」を「４００円」に改め、別表第２の１の備考４中「８８０円」を「１，０００円」に、「１，８８０円」を「２，２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

２　改正後の小田原市体育施設条例（以下「新条例」という。）第８条第３項及び別表第１の規定は、令和９年４月１日（以下「適用日」という。）以後の体育施設の使用に係る使用料について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　新条例第１０条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る使用料の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

（利用料金に関する経過措置）

４　新条例別表第２の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

５　新条例第１７条第５項において読み替えて準用する新条例第１０条の規定は、適用日以後の体育施設の使用に係る利用料金の還付について適用し、適用日前の体育施設の使用に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

令和　８　年　９　月　１　日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため提案するものであります。